

令和3年8月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 7件
(うち電気掃除機(充電式、スティック型)1件、
バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)1件、
電動アシスト自転車1件、扇風機1件、水槽用エアープンプ1件、
洗浄剤1件、電気冷温風機1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204(直通)

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100336	令和3年7月31日	令和3年8月10日	電気掃除機(充電式、スティック型)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202100337	令和3年7月25日	令和3年8月10日	バッテリー(リチウムイオン、電気掃除機用)	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	令和3年8月11日に公表した電気掃除機(充電式、スティック型)に関する事故(A202100333)と同一
A202100338	令和3年8月3日	令和3年8月10日	電動アシスト自転車	火災	駅の駐輪場で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202100339	令和3年7月14日	令和3年8月10日	扇風機	火災	異臭が生じたため確認すると、当該製品の電源プラグを焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から30年以上経過した製品
A202100340	令和3年6月26日	令和3年8月11日	水槽用エアープンプ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	三重県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年8月3日
A202100341	令和3年6月30日	令和3年8月11日	洗浄剤	重傷1名	当該製品を使用して浴室を清掃後、皮膚障害を発生した。当該製品との因果関係を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年8月2日
A202100342	令和3年7月31日	令和3年8月11日	電気冷温風機	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和3年8月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし